

周知義務について検討すべき論点

1. はじめに

事業者による法令等の周知については、中間論点整理で、以下のとおり記載されている。

「内部通報制度の実効性向上と適切な形での公益通報の促進に向けて、通報先に応じた保護要件や公益通報を理由とする不利益取扱いの禁止、事業者の体制整備義務や従事者の守秘義務等、事業者による法令の概要の周知を法律上の義務として規定し、徹底させることを支持する意見が多かった。」

これを受け、事務局から、「従事者指定と法の概要の周知を体制整備の中核的役割を果たす措置と位置づけ、これらの義務への違反を行政措置の強化¹の対象とすること」を案として提示している。

第4回検討会では、周知義務違反の定義が明確でない場合、企業の内部通報体制やコンプライアンス体制に過度の負担を強いるおそれがあるとの意見や、企業によって体制や連絡手段が多様化していることを踏まえた規定ぶりにする必要がある等の意見があった。

そこで、本資料では、周知義務の具体的内容について議論するための論点を提示する。

2. 周知すべき事項の範囲

- 次の事項を周知することが考えられるが、どうか。

① 事業者内部において公益通報として受け付ける事実

※ 法の別表や政令に定める法律の刑事罰又は過料の対象行為等の通報対象事実。なお、事業者において、その他の法令違反や内部規程違反など、公益通報者保護法上の通報対象事実以外の事実に関する通報についても公益通報と同様に受け付け、不利益な取扱いを禁止している場合には、かかる事実も含まれる旨、周知することを妨げない。

② 事業者が設置した内部通報窓口の連絡先や連絡方法

③ 従事者の守秘義務

④ 従事者指定（通報者を特定する情報の共有）の範囲

¹ 具体的には、現行法の報告徴収、指導・助言、勧告、勧告に従わない場合の公表に加え、勧告に従わない場合の命令権や立入検査権及び是正すべき旨の命令を行っても違反が是正されない場合の刑事罰を規定する。

- ⑤ 公益通報者保護法において、法律上の保護要件を満たす公益通報（1号～3号の公益通報）をしたことを理由とする不利益な取扱いが禁止され、通報者の探索を防止する措置が求められていること

- ⑤については、外部通報も含めた公益通報を理由とする不利益取扱い禁止や公益通報者の探索防止の徹底が期待されるが、どうか。

3. 周知方法

- 次のいずれかの方法によって周知するよう義務づけることが考えられるがどうか。他に加えるべき方法はないか。
 - ✓ ポスター等の掲示又は備付け
 - ✓ 書面の交付
 - ✓ メールの送付
 - ✓ 社内イントラネット又はウェブサイトへの掲載

4. 周知先

- 次のすべての者に対して周知するよう義務づけることが考えられるがどうか。
 - ✓ 労働者
 - ✓ 派遣労働者
 - ✓ 役員
- 上記の他に次の者も通報主体になり得るが、周知先に含めることについて、どう考えるか。
 - ✓ 退職者（現行法では1年以内の退職者）
 - ✓ 取引先における労働者、派遣労働者、退職者、役員
 - ✓ フリーランス等（通報主体に追加する場合）
 - ✓ 取引先におけるフリーランス（通報主体に追加する場合）
- 事業者内のインフラを活用して周知することが困難な通報主体に対する周知のため、どのような方法が考えられるか。

5. 周知義務が導入された場合の消費者庁による支援

- 事業者において周知義務が適切かつ円滑に履行されるよう、消費者庁において、周知事項を記載したポスターや文書のひな形を作成することとしてはどうか。
- 例えば、ひな形では、周知すべき事項のうちの一部（※）を穴埋め方式としておき、事業者がこれを記入した上で掲示等すれば、周知義務を履行し

たものと見做す等、消費者庁において周知義務にかかる具体的な解釈を示すことが考えられるが、どうか。

※例えば、①事業者内部において公益通報として受け付ける事実及び②事業者が設置した内部通報窓口の連絡先や連絡方法を穴埋め方式とすることが考えられる。

(以上)